

県立学校におけるいじめ重大事態への対応について

幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

1 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定による調査（再調査）の要否

令和 2 年 6 月 8 日の教育・文化スポーツ常任委員会で結果を報告した県立高等学校いじめ重大事態の調査に係る再調査の要否について、6 月 24 日に知事から教育長あて通知があり、その際に直接対面して助言があった。（以下は、その概要）

(1) 結論

再調査は不要である。

(2) 理由

- ①報告のあった調査結果の内容は、「滋賀県いじめ防止基本方針」に照らした適切な手続きにより、客観的にこれ以上の調査の必要性がないと認められる程度に、事実関係が明確なものとなっている。
- ②また、本件重大事態への対処や同種事態の再発防止に資する内容となっている。
- ③さらに、再調査を求める保護者の要望はない。

(3) 助言内容

- ①被害生徒が最終的に退学を余儀なくされたことは誠に残念であり、相談があった初期の段階で学校が適切に組織的な対応をしていれば、違った結果になったのではないかと思慮される。
- ②相談があった初期の段階に学校から教育委員会へ報告がなかったことは、いじめ防止および発生後の対応についての指導が学校現場に十分浸透していなかったのではないかと懸念される。
- ③教育委員会および学校において、報告書の内容を踏まえ、今後県下で同種の事態が発生しないよう、いじめ防止の体制を整備し、効果的な研修を実施するように努めることを願う。

2 今後の対応

(1) 再発防止に向けて

①取組の重点：初期の段階での適切な組織的対応

- ・担任や部活動顧問など直接関わる職員を中心に、子どもの立場に立って、子どもや保護者の声を聴くこと
- ・日ごろから、職員間で子どもの様子について語り合う雰囲気醸成すること
- ・些細なことでも気になる子どもの状況があれば、すぐに情報を共有し組織で対応する仕組み作り

②上記①を含めたいじめへの対応等について、効果的な研修等の実施

- ・報告書の提言を受けたいじめへの対応への取組強化：県立学校へ通知、校長・生徒指導主事へ指導
- ・弁護士を講師に招聘した研修会：生徒指導・教育相談担当者（8月）、管理職（11月）

③不登校や中途退学を防止するための取組強化

(2) 被害者およびその保護者との面談

- ①再調査の要否について説明し、知事からの手紙を渡す。
- ②教育委員会および学校として十分でなかった点について再度謝罪し、再発防止の取組等について説明する。

(3) 調査報告書および再発防止に向けた取組についてホームページで公表

個人情報に十分配慮したうえで、県教育委員会のホームページにあげることを関係者に説明して公表する。